

入札監理小委員会 第409回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第409回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年5月20日（金）13:50～16:16

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理業務（防衛省）

2. 事業評価（案）の審議

○共用LANシステム等に係る運用支援業務（（独）医薬品医療機器総合機構）

3. 契約変更及び事業評価（案）の審議

○空港有害鳥類防除業務（仙台空港）（国土交通省）

4. 事業評価（案）の審議

○財務局の未利用国有地の管理等業務（財務省）

○財務局の普通財産の管理処分等業務（財務省）

5. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、早津専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

（防衛省）

整備計画局情報通信課情報システム室 吉田室長、中嶋前任部員、村上専門官

（（独）医薬品医療機器総合機構）

情報化統括推進室 早川室長、安齋情報化推進調整役、飛知和情報システム専門員

（国土交通省）

航空局交通管制部運用課 甲田課長、水溜調整官、村田専門官

(財務省)

理財局国有財産業務課 瀬川専門調査官、前澤課長補佐、野田係長、菊野係員

(事務局)

新田参事官、小八木参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第409回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、防衛省の防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理業務の実施要項(案)、また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の共用LANシステム等に係る運用支援業務の事業評価(案)、3番目に、国土交通省の空港有害鳥類防除業務(仙台空港)の契約変更及び事業評価(案)、4番目に、財務省の財務局の未利用国有地の管理等業務の事業評価(案)、最後、5番目に、財務省の財務局の普通財産の管理処分等業務の事業評価(案)の審議を行います。

最初に、防衛省の防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理業務の実施要項(案)についての審議を始めたいと思います。最初に実施要項(案)について、防衛省整備計画局情報通信課情報システム室、吉田室長、並びに中嶋先任部員よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉田室長 室長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

まずシステムの概要を説明させていただき、その後、詳細な説明をしたいと思います。防衛省中央OAネットワーク・システムは防衛省の市ヶ谷地区に所在する内局、陸・海・空の幕僚監部をはじめとする計8機関が共通して利用するシステムとなります。端末数が7,000台、サーバーの台数が約150台に及ぶ大規模なシステムとなっております。

これらを利用する機関については、防衛省の中核を担うとても重要な部署でありまして、平素から一般的な事務をはじめ、重要な業務をしています。そこで使うシステムでありますもので、その運用管理役務の重要性はおのずと高くなっているものであります。

今般、このシステムの更新にあわせて当該役務の契約を予定しておりますが、基本方針にのっとり、新規参入の促進とともに、良質で適正なサービスの確保といった観点でこの実施要項を検討してまいりましたので、よろしくお願いいたします。

では、細部は担当から説明させていただきたい思います。

○中嶋先任部員 防衛省の中嶋と申します。よろしくお願いいたします。

細部については、実施要項(案)をもとにご説明をしたいと思います。1ページめくっていただいて、3/127ページになりますが、今、吉田から説明がありましたとおり、2の(1)に当たるところですが、防衛省中央OAネットワーク・システムは、市ヶ谷地区にある8機関共同の、いわゆる省内LANとなっております。

さらに1ページめくっていただいて、5ページですが、この省OAの特徴といたしまして、部内系、部外系を分けるという構成をとっております。これはひとえにセキュリティ上の要請によるものでございまして、部内系というのがインターネットから切り離され、仮想化した部外系からインターネットに接続しています。部内系と部外系間のデータのやりとりは手動で行いますので、仮に部内系とかでウイルス感染とかが起こったとしても、インターネット上には流出しないような仕組みとなっております。

では1ページめくっていただきまして、7ページになりますが、本役務の対象業務の内

容について簡単に説明させていただきます。この役務は一般的なシステムの運用管理役務と同様となっております。7/127ページの(ア) サービスデスクについてですが、サービスデスク業務を行ったり、障害管理、問題管理や変更管理、リリース管理、ITオペレーション管理、構成管理を行っております。

次に、ウですが、業務の引き継ぎについて規定しており、13ページをめくっていただきたいのですが、スケジュールを記載させていただいております。現行契約相手方からの引き継ぎということで1月中旬から2月末まで、約1.5カ月を確保することを想定しております。

では、8ページに戻っていただきまして、(2) 確保されるべき対象業務の質ということでございます。省OAの役務には、実はこれまではサービスレベルを定めてはいなかったのですが、今回、更新を迎えるに当たってサービスレベルを導入しております。

業務内容としましては、稼働率、省OAの運用管理役務を実施しなければならない時間に対して省OAが正常に稼働している時間を毎月99.9%以上求めることとしております。また、問い合わせに対する当日中の対応完了率は月平均で70%以上を求めています。

実は、これは24時間365日運用しているシステムなのですが、夜9時以降と土日、休日は、防衛省の近くに部屋を確保していただき、そちらに役務の方が移動して運用管理していただく体制になっております。したがって、夜9時以降、なかなかすぐに対応できなかったりすることもございますので、当日中の対応完了率は月平均で70%以上と考えております。

省OAの現行システムの対応完了率は大体70%ぐらいで推移しておりまして、それに対してのユーザーからのアンケートを見ても、特に不満であるというところは見受けられませんので、次期運用管理も大体この程度の数字が妥当だろうと考えております。

次に障害管理ですが、障害を検知してから担当職員へ通知するまでの時間は、検知後全て30分以内。そして、障害の復旧作業が完了してから担当職員へ通知するまでの時間も、これも同様に復旧後全て30分以内に通知することとしております。

これは感覚的なものになってしまっていて恐縮なのですが、やはりそういう事象が発生してから10分、15分というとなかなか厳しいところがあるのかなと。かといって1時間だとさすがに長いだろうというところで、30分以内ということで定めております。

次に、オに移りますが、アンケート調査結果の平均スコアは75点以上を維持することと考えております。この点数の設定ですが、満足を100点といたしまして、80点をほぼ満足、普通を60点とさせていただいておりますので、役務の質を求める上では、やはり普通だと物足りないという観点から、ほぼ満身に近い75点ということで採用させていただいております。

続きまして、11ページに移っていただきたいのですが、入札参加資格に関する事項といたしまして、等級がございます。本役務ではA等級、B等級、そしてC等級に格付される競争参加資格を有する者として、広く門戸を開いていると考えております。ちなみに現行

の省OAも同様にAからCの等級ということで求めております。

続きまして15ページを開いていただけますでしょうか。評価の基準に関する考え方でございますが、評価基準と配点表があると思いますけれども、評価にもそれぞれ重要な事項、そしてそれほど重要ではない事項というのが当然ございますので、それらを区分1から4に分けて、大きいものだと配点を50点、それほどでもないものについては配点を20点ということで、メリハリをつけた評価を行いたいと考えております。

簡単ではございますが、当方からの説明は以上で終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。

○大山専門委員 説明、ありがとうございます。簡単なところからまず、11ページ目の実施期間に関する事項のところに、夜9時以降8時半までの間の話が（2）にあります、この中に徒歩で30分以内に到着すると書いてありますよね。これは今までも同じ状況なのでしょうか。

○中嶋前任部員 そのとおりです。現在の役務も同様に部屋を借りていただいて、そこで運用管理、監視とかをしていただいたりします。

やはり防衛省の業務上、市ヶ谷での業務は文書をつくったりとか、基本的なところになります。事案が発生したりしたときに、例えば省OAに障害が発生して役務員が到着しない、だから対応できないなんていうことが発生してはならないという考えのもと、当省としてはこれがかなり必要な措置だと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○大山専門委員 新しく来ようとする、こういうところも引かかるかなと思ったのであえてお伺いしたのですが、徒歩でなければいけないというのをどうなのかなと思ったところでした。災害時とかというならわかるのだけれども。

○中嶋前任部員 おっしゃるとおりで、基本的にやはり災害時とかのことを想定しております。震災が発生して、東日本大震災がご記憶に新しいと思うのですがけれども、やはり震災時には基本的には徒歩で参集することが必要だと思っておりますので、東日本大震災のときはそこまでなかったのですけれども、例えば橋が落ちてしまいましたとか、公共交通機関が動かなくなると、なかなか厳しいという考えのもとでございます。

○大山専門委員 すいません、あと、従来の実施状況の開示の関係なのですからけれども、金額的なものと、それから契約で20名の話と見ると、まあ、そこそこの額かなと。1年間当たりの契約金額に対して20名ということなので、額的には、どちらかと言うと安いほうだとは思いますが、そこで確認なのですからけれども、20名と言っているものは、24時間で20名ですね。ずっとではなくて、要するに20名がかかっているという意味だと理解しているのですが、それでよろしいのですよね。

夜とか時間の間、3交代だから3人要ののかなと思うようなことがあるのですけれども、

そこは実態としてどうなっているのかわからないのであえてお聞きするのですが、その辺のところ、すなわち実際に業務についてくれている方の今の状態というのは何か示すことはできませんでしょうか。難しいですか。

○中嶋前任部員 まず考え方から回答させていただきます。当然役務を確保する上で、ピーク時のものを全て24時間というのは、予算上、やはり我々もそれはあり得ないだろうと思っておりまして、当然一番忙しくなる日中帯が一番分厚い手当になっています。それで徐々に、今、正確な時間は持ち合わせていないですけれども、6時ぐらいになったら体制を少し縮小して、最終的に9時になったらさらに体制を縮小して、必要最小限の人数で対応しているところでございます。その考えは今後も引き継ごうとは思っています。

○大山専門委員 要求があるのか、相手に任せているのかという考え方もいいと思うのですけれども。

○中嶋前任部員 それに関しては、現在は役務員の数を明示的に要求をしております。ただ、今後は相手に検討させようと考えております。

○大山専門委員 そういうことなのですね。

○中嶋前任部員 役務調達仕様書の56/127をご確認いただきたいのですが、基本的に統括役務員と副統括役務員は1名と2名、それぞれ専任をお願いはしているのですけれども、今回、体制というのはこちらから明示的に数を示すわけではなくて、基本的に業務量を示しておりますので、それをもとに提案させて、柔軟に対応していただこうかなと考えております。

やはり業務が多くなるときは、人数を縛ってしまいますと、なかなかお願いすることも難しいですし、そういうところから、それは提案項目に入れて、そこも評価のポイントとして対応しようと考えております。

○大山専門委員 そうすると、それは総合評価に入っていますか。

○中嶋前任部員 112/127とかで、本役務員の人員に示されています。

○大山専門委員 これ、112のところだと、2の(4)本役務の人員で、明確に記載されていることが必須になっているから。

○中嶋前任部員 そうですね。

○大山専門委員 ということは、数を減らすことはできないのではないですか。失格になってしまいませんか。

要は、自分たちの能力の高い人、あるいは柔軟に運用したいといっても、20名置かないと、アサインしないとだめだということになりませんか。

○中嶋前任部員 そのような考えではなくて、この中で人数は示してはおりません。統括と……。

○大山専門委員 そうか、要件だから、これは資格ですか。

○中嶋前任部員 そうです。ここで示しているのはですね。

○大山専門委員 では、大丈夫かな。でも、その努力はどこに出てくるかというところ……。

○中嶋前任部員 2の(5)の下から4とか3、より多くの役務員が本役務に専任であることが記載されていることとか、職員の異動時期等、利用者からの問い合わせが急増する時期でも対応可能な体制であることを具体的に示していること。ここで、評価の対象と考えております。

おそらくなのですけれども、大体20人前後を基準にして出してくるのかなと思っていて、そうしますと、やはり異動時期に作業がかなり集中してしまっていて大変になっています。防衛省の例で言いますと3月、4月。あと、我々の反省事項としては、実は省改革を昨年10月に行いまして、防衛装備庁という新しい組織ができ、かなり大々的な改編が行われました。やはりそのときも作業が集中して、当然我々の業務もそうなのですが、役務もかなり大変になったことがありました。

直近でそういうのは想定はされてはいないのですけれども、やはり今後6年間、柔軟に動けるようにと考えまして、このような措置を講じたというところでご理解いただければと思います。

○大山専門委員 その辺はこれからまた検討する課題かもしれませんが、人数が多いと加点されることになると、今度は応札する側には余裕がなくなるのですよね。だから、それは逆効果かもしれないではないですか。

もしそこまで言うなら、今度はSLAで、あるいはアンケートの話をやっているなら、別の縛りというか、何と言うかな、だから、全体のバランスをとってあげないと、結果としては逆に入りにくくなってしまう可能性が。要は、点数を加点するということは、応札というか入札の価格の分にそのままはね返るので。総合評価をやるとそうなりますよね。だから、1点幾らになるかというのはやっぱり見ておいたほうがよくて、それが人数1人分でどれぐらいになるかというのと、前もってそういう計算だけはなさっておいたほうがよろしいのではないかなという気がします。

○中嶋前任部員 ありがとうございます。今のご指摘はごもっともだなと思っていて、先ほど私から申し上げたとおり、やはり柔軟に対応していただくというところに重きを置いて、今回40点と上のほうのレベルは置いています。ただ、おっしゃるとおり、確かにそうやって、障壁になるとまでは思っていないですけれども、若干多目に注力しようという業者が出てこないとも限らないのかなと思います。

ご指摘を踏まえて、今後、ほかの業務を実施するときに対応していきたいと思っております。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

どうぞ。

○井熊副主査 まず、サービスの質なのですけれども、問い合わせに対する完了率とかアンケートとかというのは割とよくある基準があるのかなと思うのですが、システム稼働率が99.9%ということで、ここだけあえて有効数字を上げて、これが大事だということを示しているという、99%というのはあるけれども99.9%というのはなかなかないかなと思っ

て、それだけ防衛省さんが大事だというならば、それはそれでそうかなと思うのですが、まず、そこまで要るのかという話と、仮に要るとしたら、そういうものを評価のほうにも反映したほうがいいかなと思います。

それで、108ページで、役務内容と実施要件とITオペレーションというところに評価点の半分以上がすぎ込まれていて、めり張りをつけているというのはよくわかるのですが、ただ、この内容を見てみるとちょっとわかりにくいなというところが結構ありまして、例えば本役務の役務員と書いてあるところに、例えば一番最後のところのものなんかはほかのセキュリティーのところと統合できるようなことが書いてあるのではないかとか、ITオペレーションという項目を捉えているところとか、障害管理とか問題管理という項目が重複感があるとかというようなところがあって、あともう1つは、稼働率をもしそれだけ重視されるのであれば、稼働率を維持するために何が必要かということに関して、もう少しそれがわかるような配点をされるとか、そういう工夫が必要なのではないかなと思います。

それからあとは、今、大山先生のほうでもご指摘がありましたけれども、予定価格の超過者というのは出ているわけなので、なるべく重視されることを絞って、過剰なコストをかけないようなところに配慮したほうがよろしいかなと思います。例えばいろいろな報告をさせていくとかいうところで、あまり過剰なことを求めるのではなくて、稼働率が必要であればそこに対する体制とかいうようなところで集中していただいて、ほかのところはなるべく民間に任せるところは任せるとかいうめり張りを効かせていかないと、これだとわりと全方位的にコストを張ってしまうような評価の内容になっているのではないかなと思いました。

○石堂主査 いかがですか。

○中嶋先任部員 ありがとうございます。まず、稼働率の考え方でございます。これはあくまでも運用役務に求める稼働率ということで、保守役務で何か障害を発生させてしまったとかというものは別で考えております。運用役務上で何か問題が発生したとかのことを考えていますので、確かに99.9%というと大体年間8時間とかいう程度の時間で、厳しいという見方もあるかもしれないのですが、運用だけに特化して例えば99.9%にするという話だと、それは逆に、運用上、システムをとめてしまうような事象でそこまで緩くすることが妥当なのかどうかという検討を、我々もしております。その検討の結果、やはりこの省OAというのは市ヶ谷、防衛省の業務の根幹ですので、そこは厳しく設定したいと考えています。

また、一方、評価項目の見直しの話、ありがたいお言葉をいただきました。重複しているところとかは精査をさせていただきたいと思います。確かにおっしゃるとおりだなというところが、この配点表、108ページの話だとは思いますが、ここでもITオペレーションに特化し過ぎているという話と、あと重複項目があるのではないかと、2点ご指摘いただきましたので、その辺りも見直しを図りたいと思います。

また、稼働率に関しては、評価というところも対応させて……。

○井熊副主査 これを組み合わせるときに、役務内容と実施要件とか、ITオペレーションという言葉と、それからあとは障害管理、問題管理という言葉のレベルが違いますよね。だから、曖昧性を、前者はわりと抽象度が高くて、後者は具体的ではないですか。それが並んでいるところにちょっと違和感があって、まず、必要な機能を具体的にば一つと並べて、それを後で統合していくとかいうふうに整理されたほうがよろしいかもしれないですね。

○中嶋先任部員 その点、おっしゃるとおりだと思いますので、再度精査させていただきます。わかりやすい表現に改めるように検討させていただきます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

○小尾専門委員 アンケートをとって平均75点以上というのをSLAで求めているわけですが、これは実際にアンケートの対象者がシステム管理者として登録されている省OA利用者ということで、数がすごく少なそうな気がするのですが、これは何人ぐらい。

○中嶋先任部員 各課室等に配置されておりまして、正確には今数値を持っていませんが、恐らく100人近くいます。

○小尾専門委員 人数にもよるとは思うのですが、そのぐらいのシステム管理者ということで、比較的对象者が絞られているのであれば、回収率もある程度求めておいたほうがいいかなと。これは何人かというのはわかりませんが、例えば数人しか返してくれなくて、偏ってしまうような結果になってしまうと、それはそれで困りますので、九十何%以上回収しなさいとか、それに関しては入れておいたほうがいいかなと思います。

○中嶋先任部員 ありがとうございます。ご指摘の事項は修正する方向で検討させていただきたいと思います。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○石堂主査 それでは、やや細かいところではありましたが、先ほどの要件等の見直し、若干あるかなと思いますので、本実施要項（案）につきましては、防衛省さんにおかれまして引き続きご検討いただきまして、本日の審議を踏まえて、実施要項（案）について必要な修正を行っていただきまして、それを事務局を通じて各委員が確認した後に、意見募集をするという方向で行っていただきたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（防衛省退室）

（医薬品医療機器総合機構入室）

○石堂主査 それでは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の共用LANシステム等に係る運用支援業務の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構情報化統括推進室、早川室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○早川室長 情報化統括推進室長をしております早川と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料に沿って簡略にご説明申し上げます。本事業は、ここに書いてございますように、業務内容といたしまして、共用LANシステムを運用することを目的としております。いわゆるメールを送受信するとか、ワープロ、エクセルとか、そういったものを使う、パソコンの基本的な部分の運用を行うということでございます。

職場で使っておりますので、最初にログインのID、パスワードを入れるというようなIDの振り出し管理とか、メールアドレスをつかって本人に渡すといったような裏方のものと、あと、ふぐあいが生じたときに電話対応なり、その場に行って説明をするといったようなものが事業になってございます。

こちらは平成26年4月1日から3年間の契約期間としておりまして、今回、2年間の実績が出てまいりましたので、そこの報告をいたしたいということでございます。2ポツになりますけれども、確保されるべきサービスの質の達成状況と評価というところでございます。2ページ目に行ってくださいまして、評価事項がいろいろございますけれども、ほとんどのものがサービスの質が確保されているという形でございますが、1つ、おやと思われるところがあるかと思えます。そちらは、2ページの箱で言うと2つ目のところにありますヘルプデスク満足度調査というものがございます。こちらは基準スコア75点以上を維持することとなっております、2年間の通年では75.1%となっているのですが、各年で見てみますと、初年度の1年間では72.8%ということで、75%を割っております。

こちらは、平成26年度は当機構でいろいろな業務システムを入れかえる年になってございまして、薬の審査、医療機器の審査をメインとした業務を行っておりますけれども、こちらの審査システムの全面入れかえを秋に行っております。8月から11月にかけて全面入れかえをしたのですが、その業務システムが非常にふぐあいが多くて使い勝手が悪いという状況になっていたことがございます。そちらにも実はヘルプデスクが常駐しております、うちの機構の中では6階のヘルプデスク、10階のヘルプデスクというふうに使分けたりするのでございますけれども、共用LANのヘルプデスクは10階にいる方なのですが、この業務用システムのヘルプデスクは6階にあります。

先ほどお手元に追加でお配りさせていただいたかと思いますが、実はヘルプデスクの満足度調査の自由記載欄を見てみたところ、後ろのほうに出てくるのですが、項目でいうと46番とか47番、48番のところにはペガサスという言葉が出てまいります。このペガサ

ということで、平成25年は東証コンピュータシステムさんが1者で落としたという形で、平成26年も6者、説明会には来てはいますけれども、実際には応札してきたのが東証さん1者という形になっております。

こちらは、私どもの考えているところでは、これまでの落札金額は契約の内容とともにホームページで公表しております、大体この事業でこのぐらい当機構が金を出しているという実績を公表しております。そういったものを見た上で、応札して落札できるかどうか、多分落札前に判断されているものと考えております、その結果として東証さんだけが応札してきているということが2回続いたのかなと考えてございます。

あと、平成26年は、3年契約になっていますけれども、このグラフが示しているとおり、平成23年、平成24年、平成25年と、パソコンの台数がどんどん増えているという状況で、3年契約をするというのは、業者さんにとってはある程度リスクがある案件だと考えていまして、それでもなおかつ東証コンピュータさんがあえて応札してくれてくれたというもので、価格だけではない、ほかの考え方がおそらく東証コンピュータさんにはあるのかなと考えております。

いろいろな考え方があるとは思いますが、うちの機構では業務システムが30ぐらいありまして、いろいろなシステムの開発、改修、運用を外注してやっておりますけれども、その全体像をつかむチャンスとして、この共用LANのシステムに食らいつけば全体像を見渡すことができるという、得られる情報が多いといったことも会社側の利益としてあるだろうということも考えられます。

あと、私ども、情報化統括推進室と名はつけておりますけれども、実はSEが15人ほどいる組織でございます。この中で、本来、30の業務システムのお守りをいろいろしているのですけれども、共用LANの担当も、今日連れてきておりますけれども、この飛知和がやっております。1人で1,500台とかを回すのは到底無理でありますので、彼の手足になるような形でヘルプデスクが要るわけですが、うちはかなり専門性の高いSEを抱えていると自負しております、むしろ業務を担うことのほかに、うちの専門知識を吸収する側として、会社としてはある程度教育の場としても使われている面もあるのかなという気がしています。

うちの指示に対しては従順な方々が非常に多くて、はたから見てみると、教育してやっているというような面もなきにしもあらずだなという形でおりますので、比較的、東証さんのこの価格というのは、世間相場的には低くなっている要因として、そういった会社が受けるメリットみたいなものもおそらく考慮されて、こういう価格設定されているのではないかなと解釈してございます。

これが経費等の評価でございまして、5ページ目に戻っていただきまして、全体的な評価ということでございますけれども、先ほど申し上げましたが、サービスの稼働率等々、通常のサービスの質は確保できたものと考えております。満足度につきましては、初年度ちょっと低かった結果になっておりますけれども、こちらはほかのヘルプデスクに対する

評価がまざっていたということが伺えますので、実質的に75点は上回っているであろうと考えております。

以上のように、サービスの質は確保されていると評価しておりまして、当初の目的は達成していると考えてございます。

6 ページ目の今後の事業でございますけれども、(1) でいろいろ書いてございますが、実施期間中に違反行為は当然ありませんでした。

今後の実施状況につきましては、機構内に情報システム管理等対策本部を設けておりまして、こちらで各システムの運用状況の評価をするということで、実は来月からやることを決めておりまして、その中で評価を受けていくこととしております。

それから、③ですけれども、前回の入札時は単年度で、今回は3年になってございました。こちらについては、市場化テストの手続も踏まえまして、パブコメで意見募集をするとかというようなこともいろいろしていましたので、公平な競争性は確保されていたと考えております。

あと、④のところ、1 者応札に関しましては、先ほどご説明したように、過去は複数、いろいろ来て、複数応札にもなっておりましたけれども、最終的に価格でほとんど下限に近い金額になって、競合他社がはなから入札を断念しているというような状況になっていると解釈できますので、入札という形では、札入れの会社は1 者かもしれませんけれども、その手前の段階で競争が十分行われていると解釈してございます。

それから、経費は総額で言いますと増額になってしまっていますが、これはメンテするパソコンが非常に増えているということでございますので、その辺の単価はあまり変わっていないと考えてございます。

以上のことを踏まえまして、私どもとしましては、市場化テストを終了することとしまして、次期事業については機構において調達することとしたいと考えてございます。

特に、私どもの事情を申し上げますと、昨年、年金機構でセキュリティー事故が起きた関係で、私どものところも非常にセキュリティー関係の強化を図っていくという方針がありまして、今後、いろいろパソコンの環境が変わる予定になっています。まだその全体像が全然詳しく積み上がっていない状況で、今からこの共用LANの手続を進めるのは技術的に非常に難しいなという事情もございまして、時間のフレキシビリティを考えますと、次期事業については機構で独自に調達する形でやらせていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、同事業評価(案)について、総務省からご説明をお願いします。時間は5分くらいでお願いいたします。

○事務局 満足度調査ですが、間違いがあったというのはチェックシートと照らし合わせると、合格点には行かないなと考えます。

費用に関しては、いたし方ない増額だと、それはこちらの評価案もそうなっております。

競争性に関して1者応札ということでありましたが、これは価格競争の末だということと、費用的にもやっている内容がSE単価としては1人月単価の3分の1に近い額で落ちているというところで難しいのですが、こちらの競争改善型のシートにある民間競争入札で3回応札の結果ということからも、改善の余地があるのではないかと考えて、総務省案としてはそこらあたりのところを修正して、もう一度やってほしいということは先ほどお話ししたところです。

医薬品医療機器総合機構からは、次期のシステムを大きく作り直すと。GSOCの話だけでなく、内部的なセキュリティー管理の仕組みも全部作り直したり、共用LAN中の環境を変えて再構築するという話を聞いてはおりますが、終了基準にはそぐわず、継続して頂くというところが総務省の結論であります。

以上となります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況、評価（案）について、ご質問、意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。

○早津専門委員 よろしいでしょうか。

○石堂主査 はい、どうぞ。

○早津専門委員 ご説明、ありがとうございます。基本的なところで教えていただきたいのですが、先ほどのご説明の中で、東証コンピュータシステムさんが低価格で入札されていて、価格だけではない、得られる情報が多くて、会社のほうにも得られるメリットがあるのではないかというお話があったのですけれども、これはほかの業務が関与している部分があって、ほかの業務で東証さんもやっているからということがあるのですか。その得られるメリットというのは、どういうメリットなのかがわからなかったのですけれども。

○飛知和情報システム専門員 それでは、私から回答させていただきます。

私が通常業務で共用LANヘルプデスクの運用のチェックをしまして、業務内容も逐一見ているのですけれども、そういった中で、こういったところが今回の共用LAN以外のメリットかと申しますと、この共用LANシステムというものが全ての職員が全ての業務システムを使うときに必ず使う端末になるのです。そうなってくると、問い合わせを受けた際に、では、周りにどういうシステムがあって、どういう動きをしていて、どんな規模のものが動いているのかというのを、対応を繰り返していくうちにヘルプデスクの要員もつかんでくるのです。

それが東証コンピュータシステムさんから見ますと、どういうシステムがあって、では、今後、ちょっと薄っすら見えてきているシステムのところの運用支援に入れるのではないかとか、そういったことを何となく意識できるというのは聞いたことがあります。

さらに加えますと、実際に端末の対応に行きますと、問い合わせをしてきたユーザーが、他のシステムの管理をしている人間だったりした場合に、こういうところに困っているの

だよねということが聞けるので、そういったところも次の提案に生かせたりしますというのは聞いたことがあります。

○早津専門委員 他の業務で入っているかという、端的に……。

○飛知和情報システム専門員 全く入っていないです。そこは明確に切り分けています。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

○早津専門委員 あと、すみません、もう1点。1者応札であったというところで、相場をかなり下回る価格で入札を断念した背景があるという、今後の方針5の③に理由があったのですけれども、これは、6者入っていて1者しか応札していないので、残りの5者にアンケートをとった結果の記載なのでしょうか。

○早川室長 全社とれたわけではないのですけれども、説明会に来られた会社さんで応札されなかったところについて、問い合わせして回答を得られたところがこういったことをおっしゃっていたということです。

○早津専門委員 これ以外にはないのですか。これに集約されるのですか。

○早川室長 このときのアンケート結果では、この回答に集約されています。

○早津専門委員 あと、すみません、私もここはいま一つわからなかったのが、今まで最低落札価格が総合評価方式に変わっていますよね。ここはあえて、もともとの決まりでそうになっている、そういうことなのですか。

○飛知和情報システム専門員 総合評価につきましては、市場化テストの流れに沿って実施したものです。

○早津専門委員 そうすると、価格だけではない面があるのですよね、評価として。

○飛知和情報システム専門員 価格ではない面というのは、例えば応札するまでのプロセスであったり、そういったものは明らかに前年度とは違っています。最低落札価格のときと準備をする期間が全然違うというのがあります。

○早津専門委員 すみません、ありがとうございます。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

○小尾専門委員 ご説明、ありがとうございます。それで、先ほどメリットがあると言われていたのですが、東証自体は平成23年度から入ってきているわけで、平成23年から平成26年、今年度、昨年度でもいいのですが、までに、ほかの事業で東証が応札をしてきたことというのはあるのでしょうか。

○飛知和情報システム専門員 事実、公開されている情報ですが、入ってきていますし、実際に他の業務のヘルプデスクの運用をやっています。

○小尾専門委員 という意味では、ほかの、今、PMDAさんがやっているほかの支援業務にも東証は入ってきていると。

○飛知和情報システム専門員 入っていますが、全く別のメンバーということで確認はしています。

○小尾専門委員 オーバーラップは全くしていない。

○飛知和情報システム専門員 していません。そこは確認済みです。

○小尾専門委員 そう考えると、そうは言ってもやはり単価が低過ぎるように思うのです。メリットがあるといっても、多分ほかの事業に関しても単価的には多分今回入れられているのと似たような価格で入ってきているようにも思うのです。そうすると、こっちで損をしてこっちで得をするみたいな話ではなくて、損ばかりしているような感じを受けるので、一体どこで東証は利益を上げているのかというのが少しよくわからない部分もあったりして、そうなってくると、今回、平成26年度の入札に関しても、オーバーして複数回入札を繰り返したということですので、将来的に不落になってしまうことも想定されると思うのです。そうすると、これは運用支援なので、誰も手を挙げないということになってしまうと、非常にPMDAとしても困る状況になってしまうおそれがあるのではないかと。

そういう意味では、価格を上げるといってもどれだけ上げればいいのかという話もあるわけですが、適正な調達はどうあるべきなのかというのをほんとうは少し考えたほうがいいのかという気がします。そうでないと、今ここではいいのですけれども、うまく安くできたからうれしいよねといっても、やっぱり将来困ることがあるのではないかと。確かに教育面があるから人を安く入れてくれているとかいう話があったとしても、それは本来あるべき姿ではないような気もするので、その部分についてやはり少し考えられたほうがいいのかという印象は受けます。

そこら辺、どうお考えですか。

○早川室長 現在の価格を前提に今後続けていけるのかどうかというところはお指摘のとおりで、何か手を打たないと、仮に東証さんが応札に来ないという形になると、不落というより不調になる可能性も出かねないと危惧しております。ただ、この価格を高めるぐらいしかぱつとは思いつかないので、この価格を押さえつつ、ほかに入ってくるような方々をどう探すのかというのは、どういう方法があるのか、研究したいと考えております。

○石堂主査 よろしいですか。

○大山専門委員 今回、終了にするのかしないのかというのが一番の大きな課題なのだと思うので。それでいいのよね。

○事務局 はい。

○大山専門委員 ちょっとお聞きしたいのが、終了にならなかつたら、ものすごい大変で、とてもではないけれどもやれないというふうにお考えかどうか。でなければ、多分いろいろなことが起こるなど経験上は思うので、その中で幾つか申し上げてもいいのですけれども、まず第一に、東証固有のメリットというのは、どう考えても、よくよく考えないといけなくて、ほかの企業にはそのメリットがないという前提に立たないとこの話は成り立たないと。なおかつ、今回3回やっているということは、東証側もうっと思っているはずだと。だから、応札制限をかけるとかいうことを次は考えないと、多分健全な調達になって

いかないなど。

一方、先ほどのお話ではありませんけれども、年金の話から今回の話で、厚労側も年金側も今かなり手を打っていると承知していますが、同じ範囲から見ると、そちらの機構さんの業務内容から持っている情報から見ると、狙われるだろうなということになってきて、そうすると、そこら辺のこれからの設計とかいろいろなものに、どこでどういう情報が漏れてしまうかというのは結構心配なところも出てきます。

もちろんそれはしっかりとした体制をとってやるのだらうと思うのですが、その意味では、運用支援と言っているのだけれども、ヘルプデスクという話ですが、この人たちの業務の中に、本来はヘルプデスクというよりも運用管理の監視業務まで含めたもので考えていかないとまずいのかもしれないという気もするのです。

それはどちらかと言うと全体像から言っている話で、したがって、どういう形でお進みになるのかというのはここでお考えをお聞かせいただきたいといっても、まだ無理かもしれないので、それ以上は言いませんが、私はよほど大変だということであれば、お残りになられたほうがいいのではないかなと思います。

○石堂主査 はい、どうぞ。

○井熊副主査 今、コストの話になっていますが、まず、ヘルプデスクの満足度調査のことに関しては、テストというのは毎回1つのテストに対するアウトプットというのが大体普通で、学校のテストでも落第点というのは1個のテストに対する点数をいうわけですから、2年間で平均するという分析はまずいのではないかなと。平成26年度から平成27年度は改善しているという言い方はいいかもしれませんが、平均するというやり方はおかしいと。

それからあと、増額のことに関しては単価の話がされているのですが、増額の根拠をもう少し積み上げで説明しないと、説得力がないと思います。

それから、クラウドテクノロジーズという会社が平成24年度やっていたのですが、東証さんが平成23年度、平成25年度でほかから奪回したときは、いただいた資料によればPCの単価はいずれも上昇局面にあるのですよね。平成25年度はヘルプデスクの単価もPC単価も両方上がっているわけですよね。ですから、むしろクラウドテクノロジーズさんがやっているときは、平成24年度ですから、PC単価もヘルプデスクの単価もこの会社が単価的には下げている。ですので、やっぱり出ない理由というのを、あるいはなぜコストが上がっているのかとかいうところをもう少し確認して、競争性を確保されるということをやったほうがよろしいのではないかなと思います。

○石堂主査 ほかはよろしいですか。

それでは、審議はこれまでとしたいと。

事務局、何か。

○事務局 特にないです。

○石堂主査 ご議論を聞いていて、主査として非常に悩ましいところがございまして、た

だ、先ほどアンケートの話がありましたけれども、アンケートにほかの評判が紛れ込んでいるという話がありましたが、総務省のほうの資料に出てくるのですけれども、回収率が24%と非常に低いですね。これはおそらく最初要項の中に回収率8割なら8割というものを要件として書いていなかったとしても、やっぱり異様に低いので、そもそも低い回収率のアンケートの数字を細かいところで争っても、おそらくあまり意味のないことではないかなと思います。という意味では、質の評価のところがうまくできていないという指摘をすることができると思うのです。

それから価格面では、そちらの資料ではコンピューター1台当たりの単価から見ればそれなりの効果が上がっているというお話なのですけれども、どうも議論を聞いていると、価格そのものが普通では考えられない様子にゆがんでいると言わざるを得ないのかなという気がするのです。もちろん市場における競争原理というときに、誰が何を考えてくるかということが全部わかっているわけではないので、いろいろな考えで入ってくるのはいいのでしょうけれども、機構さんのほうが情報としてこういう要素があるから普通では考えられない低い価格になっているのだということを認識しているということからいくと、やっぱりそこで形成されている価格をそのままにして市場化テスト終了というのは、なかなか行きづらいのではないのかなという気がするのです。

ただ、ご説明の最後にありましたように、今回システムが変わるという中で市場化テストの手续というのは絶対的に無理だとおっしゃる。ただ、これはおそらく事務局にお聞きしても、スケジュールの理由で市場化テストから終了させましょうという選択肢はないと思うのです。

○小八木参事官 なかなかないと思います。基準への適合性と、市場が貧弱だという。

○石堂主査 ええ。どうもそれからいくと、私の判断としては、非常に大変かもしれないけれども、やっぱりもう1回市場化テストの手续を踏んでいただくしかないのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○早川室長 今回、ネックというか、考えているのが、セキュリティー関係の環境を変えるということを考えておまして、手续に間に合わせるということで、拙速でセキュリティー対策の何か案をうちのほうで慌ててつくって、それを前提に動いていくということが、後々何か情報漏れが起きたとかいうようなことを考えると、非常に拙速にやるのはまずいなど考えておまして、その物理的な時間はどうしても頂戴したいと考えておまして、やって、やれないことはないとは思いますが、ただ、非常に雑なやり方をとることがセキュリティーに穴をあけることに直結するというところだけは非常に危惧するところですので、そこに対しては十分な時間を頂戴したいと考えています。

○石堂主査 それは、事務局として、例えば今の契約を、時間を確保するために一定の期間延長して、その先でやればいいのかという解決策はあり得るのですか。

○新田参事官 あり得ると思います。

○石堂主査 あり得るのですね。

○新田参事官 手続のためにサービスの質を下げるという発想には全くなりませんので、それを確保する上で時間が必要だということであれば、契約を延長するなり、あるいは単年で契約をつなぐなり、方法は幾らでもありますので、そこは対応可能です。

○石堂主査 今お聞きになったように、新しいシステムのセキュリティーを十分確保したいということが絶対的な価値観だということになれば、あとは契約をどうつなぐかというテクニカルな部分で、やりようはあると思いますので、やはり今回、小委員会としては、もう1回市場化テストでやってください、手続を踏んでくださいというのを結論にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局におかれましては本日の審議を踏まえて、監理委員会に報告するようよろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

(医薬品医療機器総合機構退室)

(国土交通省入室)

○石堂主査 それでは、国土交通省の空港有害鳥類防除業務（仙台空港）の契約変更及び事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、契約変更及び事業の実施状況について、国土交通省航空局交通管制部運用課、甲田課長よりご説明を願いたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○甲田課長 わかりました。航空局運用課の甲田と申します。日ごろ、委員の先生方には、当課が所管しております空港の有害鳥類防除業務の請負契約について、さまざまご指導をいただき、感謝申し上げます。

本日は、平成26年度から平成29年度の3カ年にわたりまして市場化テストを実施してまいりました仙台空港の有害鳥類防除業務請負に係る契約変更、具体的には契約の終了についてでございますけれども、これのご了解をいただきたく、よろしくお願いいたします。

私からは、資料3-1に基づきまして、今回の契約終了の背景及び概要を説明させていただきます。先生方は十分ご承知のことでございますけれども、空港有害鳥類防除業務と申しますのは、委員の先生の皆様方には参考資料として1枚紙で業務イメージの資料があるかと思いますが、空港及びその周辺における航空機と鳥類の衝突を防止いたしまして、航空機の運航の安全を確保すると。そのために専従要員を空港に常駐させまして、年間を通じて定期的、または臨時に空港内パトロールを行い、銃器等の防除機器を組み合わせた威嚇作業、また、観察による鳥類の動静把握等を行うものでございます。

これは国管理、全部で17空港に業務を導入しておりまして、また、その他、成田、関空、中部といった大規模空港は会社がそれぞれこの業務を行っている次第でございます。

資料3-1の第1項でございます。仙台空港ですが、国土交通大臣が設置し管理する空港でございまして、有害鳥類防除業務については、国、具体的には東京航空局が業務委託

の形で実施をしているところでございます。

しかしながら、平成25年7月に、いわゆる空港のコンセッション化に係る民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律が施行されまして、平成27年12月には仙台空港がその一番手として、国と特別目的会社であり運営権者になる仙台国際空港株式会社との間で仙台空港特定運営事業等に係る公共施設等運営権実施契約が締結されました。

これにより、国が実施してまいりました仙台空港の有害鳥類防除業務を含む飛行場運用の業務は、平成28年7月1日以降、国から仙台国際空港株式会社に移管されることとなった次第でございます。

そういうわけで、仙台空港の有害鳥類防除業務請負につきましては、ご承知のとおり、市場化テストの第1弾といたしましてこの委員会でもご審議をいただき、平成26年4月から平成29年3月までの3カ年の予定で市場化テストを実施いたしましております。当時の入札では2者が応札をし、国は落札した株式会社応用生物と委託契約を行いました。

しかしながら、前述いたしましたとおり、平成28年7月1日をもって同業務の実施は国から仙台国際空港株式会社に移管されることになるため、平成29年3月までとなっている国と株式会社応用生物との間における契約を終了する必要がございます。

なお、仙台空港の同業務につきましては、運営権者の仙台国際空港株式会社は引き続き株式会社応用生物に委託を行う予定と聞いておりますことを申し添えます。

第3項ですけれども、契約変更の内容を記載しております。請負期間の周期を当初の平成29年3月31日から平成28年6月30日に変更するものでございます。この契約期間の短縮にあわせまして、当初の契約金額である8,294万4,000円を6,212万2,684円に変更するものでございます。

なお、今回の事情もあり、航空局として、有害鳥類防除業務請負に関する第2弾の市場化テストを今年度から九州南部の熊本、宮崎、鹿児島及び那覇の4空港に導入したことは、昨年10月にこの委員会でもご審査をいただいたとおりであります。入札結果として、鹿児島においては2者が応札を行い、相当の経費節減もなされたところでございます。

航空局といたしましては、仙台を皮切りに九州南部4空港でも実施しております市場化テストの取り組みを通じまして、引き続き公共サービスの質の向上、競争性の改善等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料3-2の実施状況、評価等につきましては、担当から簡単に説明をさせていただきます。

○村田専門官 航空局運用課、専門官の村田と申します。資料3-2についてご説明させていただきます。

資料3-2「平成26年度民間競争入札実施事業 仙台空港有害鳥類防除業務の実施状況について」です。項目は大きく分けて5つです。ⅠからⅤになっております。その下のアラビア数字について、詳細になっております。

それではまず、I. 事業の概要からご説明させていただきます。1. 内容につきましては、甲田から説明がありましたので、割愛させていただきます。

2. 業務実施期間については、平成26年4月1日から平成28年6月30日までとなっております。

3. 受注者については、株式会社応用生物です。

4. 受注者決定の経緯につきまして、ご説明させていただきます。当該業務の民間競争入札実施要領、それから入札説明書に基づいて競争参加資格申請書、それから技術提案書の提出があったのは2者でした。その提出された提出物について、外部有識者を含む評価者、具体的には東京航空局になりますが、審査した結果、両者とも資格、それから基準を満たしております。入札価格については、平成26年2月7日に開札した結果、1者のみが予定価格の範囲内であったことから、株式会社応用生物が落札者となりました。

続いて、II. 確保すべき質の達成状況及び評価です。

1. 信頼性の確保についてです。立てた目標は2つです。1つ目、航空機と鳥類の衝突を防止すること。こちらの具体的な数値については、年度毎の鳥衝突率が15.9件を超えないこととしております。この数値ですが、有害鳥類防除業務を行っていない空港、平成20年から平成24年の間の5年間の統計をとりまして、離着陸1万回当たりの鳥衝突回数の平均が15.9件です。この数値を超えないことを目標といたしました。その結果ですが、平成26年度の鳥衝突率については7.02件、それから平成27年度の鳥衝突率は7.76件となっております。

それからもう1つの目標、航空機の鳥衝突に起因する人の死傷を発生させないこと。結果については0件ですが、こちらの目標は、昨年の南九州ブロックの市場化テスト導入に係る入札監理小委員会でもいただきましたご意見があります。この目標については事業者がコントロールできないものであり、適切でないというご意見を踏まえ、この項目は今年度より削除されております。

続きまして、2. 作業の安全性にかかる品質の確保です。目標としては4つになります。防除業務の不備に起因した事態を発生させないこととしまして4つ立てております。

航空機の運航に影響を及ぼす事態。

人の死傷、物件の損壊、火災の発生等。

それから、銃砲刀剣類所持等取締法第23条の2の規定に基づき、警察官に届け出が必要な事態。平たく言うと、これは銃を紛失したときに届け出が必要な事態となります。

続いて、火薬類取締法第46条第1項の規定に基づき、警察官に届け出が必要な事態。こちらも火薬類の事故が届け出の対象になりまして、こちらのものを発生させないことを目標といたしました。

結果につきましては、平成26年度、平成27年度ともに0件でした。

続いて、3. 業務において確保すべき水準の実施状況です。水準として設けているのは、定期巡回、それから臨時出動となります。定期巡回というのは、指定された防除業務を実

施し、航空機と鳥の衝突を未然に防ぐ環境を確保することを指しています。臨時出動については、鳥が出ましたよと要請された場合に、適切に対応し、早期に防除作業を実施し、航空機と鳥の衝突を未然に防止する環境を確保することです。

実施状況ですが、定期巡回については、表のとおりになっておりますが、7月から10月にかけて150台の件数となっております。この時期については鳥衝突が多発する時期とされておりますので、定期巡回の回数を増やしております。この時期以外については120台の定期巡回の回数となっております。平成27年度も同様、7月から10月期にかけては150台の巡回回数となっております、その他の月についてはおおむね120件前後の巡回回数となっております。

この巡回回数に対する所見ですが、設定された業務水準について仕様書に定められた業務内容を実施し、航空機と鳥の衝突を未然に防止する環境を確保することができていると考えております。

続いて2番の臨時出動です。臨時出動件数については、平成26年度は合計28回、平成27年度は58回の出動件数となっております。鳥衝突率の数値を見ていただくとわかるのですが、平成26年度は7.02件、平成27年度については7.76件と微増になっておりますが、臨時出動の回数をごらんになっていただくとわかるとおり、実際に鳥の出現が多く見られ、臨時出動の回数が増えたと思慮いたします。

所見についてですが、こちらでも設定された業務水準について仕様書に定められた業務内容を実施し、航空機と鳥の衝突を未然に防止する環境を確保することができていると考えます。

以上を踏まえまして、評価ですが、信頼性の確保、それから安全性にかかる品質の確保、及び確保すべき業務水準に対して、いずれの項目においても満足いくものが得られたと考えております。確実に業務が実施できていると評価しております。

続いて、Ⅲ.実施経費の状況及び評価です。1.平成26年度当初契約額についてですが、税込み価格で8,294万4,000円となっております。

2.市場化テスト導入前後の比較です。まず、応札者数の変化ですが、平成25年度は1者、平成26年度は2者となっております。契約額についてですが、平成25年度は当初契約額、税抜き価格で2,560万円、それから平成26年度についても同額となっております。こちらの額が同額の理由というか考察ですが、落札がどちらも株式会社応用生物と、同じ会社が落札したことによるものと考えております。

続いて、(3)落札率等です。落札率については、平成25年度の落札率は97.97%、平成26年度の落札率は97.86%、落札率の差は0.11%減少しております。

(4)経費の増減要因ですが、0.11%減となっておりますけれども、こちらは消費税の引き上げに伴い増額となりました。落札率は下がっていますが、契約額が同じということもあり、落札率の差については0.11%となりました。

続いて、3.民間業者からの改善提案による改善実施事項です。こちらについては、株式

会社応用生物から、防除業務全体の巡回エリアや巡回時間の工夫、それから観察鳥類の種類拡大、実際に巡回したときにこのエリアにこの鳥がいたというような記録をとり、それを巡回する場所、それから時間等を工夫することによって、防除業務全体の質的改善、それから業務の効率等の向上が図られていました。

4. 評価です。市場化テスト導入に伴い、幅広い者の参入を増やすため、複数業者の入札参加、グループを結成して入札へ参加することを可能にしたこと、それから複数年契約を可能にしたこと、契約スケジュールを前倒しにすること等、競争参加資格の緩和を行った結果、1者から2者応札となりました。また、先ほど申し上げた民間業者からの改善提案等については、防除業務全体の質的改善、効率性の向上につながる提案がなされたため、一定の効果があつたと評価できます。

IV. 総括です。業務の実施状況に関しては、確保すべき質としての信頼性、安全性が確保され、確保すべき水準についても満足するもので、航空の安全かつ円滑な運航に貢献していると考えられます。

応札者数の増加については、先ほど申し上げた緩和策、それから初期投資リスクの緩和などにより、一定の効果は認められたと考えます。

仙台空港においては、先ほど甲田からもご説明がありましたように、民営化されることから発注元が東京局から仙台国際空港株式会社に変更されます。市場化テストの対象から外れることとなり、ほかの空港においてもこれまでの委員会で審議されてきた実施期間、それから競争参加資格要件、入札手続、情報開示に関する取り組み等、知見を活用して公共サービスの質の向上、それから競争性の改善、必要範囲での経費節減を目指していきたいと考えております。

最後、V. 第三者委員会への報告内容及び第三者委員会での意見です。こちらは東京局で先週5月13日に実施されました。報告内容については、民間事業者による対象公共サービスの実施状況、意見については、除去方法で諸外国において無人航空機のドローン等を使用して鳥を追い払う等の新たな防除の検討をしていることから、検討の余地があるのではないかという意見が寄せられました。こちらについては引き続き勉強をして、可能かどうかの検討を図っていきたいと思います。

私からの報告は以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

当事業の評価について、総務省よりご説明をお願いします。説明時間は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、資料Cに基づいて評価（案）について説明をさせていただきます。

概要、実施内容、経費につきましては、国土交通省から説明がありましたので割愛させていただきます。

それでは、裏のページに行きまして、4の評価のまとめで説明させていただきます。こちらに書いてございますように、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定

された質については、平成26年度、平成27年度の2カ年ともに全て目標を達成していると評価できると考えております。

また、民間事業者の改善提案により、巡回方法について、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できるかと思えます。

実施経費については、従前経費と同額でございましたが、競争参加資格の緩和を行った結果、1者応札から2者応札になったという点では評価できるものと考えております。

仙台空港におけるこの業務につきましては、平成28年7月1日より飛行場運用業務が民営化されることから、市場化テストの対象外とさせていただきたいと思えます。なお、ほかの空港におきましても、これまでの知見を活用いただき、質の向上、競争性の改善及び必要範囲での経費削減を総務省としては求めたいと考えております。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました契約変更、事業の実施状況及び評価について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。

あまり議論すべきこともない感じですね。評価も全ていいですし、また、事情が民営化ということでここで終わってしまうということもありますので。どうですか。

○井熊副主査 特に議論はありません。

○石堂主査 事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございます。

(国土交通省退室)

(財務省入室)

○石堂主査 それでは続いて、財務省の財務局の未利用国有地の管理等業務の事業評価(案)について、審議を始めたいと思えます。

最初に事業の実施状況について、財務省理財局国有財産業務課、瀬川専門調査官並びに前澤課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。説明はご両者合わせて10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○瀬川専門調査官 今ご紹介いただきました瀬川と申します。よろしく申し上げます。

まず、本件事業の実施状況についてご説明させていただく前に、1枚資料をご用意いたしましたので、国有財産の概要と市場化テストの実施事業の関係について、ご説明させていただきます。お手元の資料に、カラーの横の1枚紙がございます。こちらをごらんいただけますでしょうか。

まず、この資料の左側なのですが、国有財産の分類でございます。国有財産の管理及び処分を規定しております国有財産法におきましては、国有財産を大きく行政財産と普通財

産の2つに分類してございます。行政財産につきましては、用途に応じまして庁舎などの公用財産、あと道路ですとか河川の公共用財産などにそれぞれ分類されております。これらの財産は、各省庁の長がこれを管理することとされております。

一方、これらの行政財産以外の財産は普通財産といたしまして、その下にございますが、例えば庁舎などを廃止した跡地ですとか、相続税物納された土地などがございまして、これは原則財務大臣が一括して管理することとされております。

こういった普通財産のうち、未利用国有地、それから物納等の際に権利付財産として財務省に物納された権利者や使用者のある国有地の管理等業務について、市場化テスト実施事業として、民間事業者に包括的に委託しているところでございます。

具体的には、資料の右側に記載させていただいておりますが、2つございまして、未利用国有地の管理等業務と普通財産の管理処分等業務がございまして、

まず、上段の未利用国有地の管理等業務でございまして、未利用国有地につきましては、適切な管理を行うとともに、原則として一般競争入札により売却を行っておりまして、一般競争入札を実施するに当たり必要になります例えば物件の調査に関する業務ですとか、売却するまでの草刈りなどの物件の管理に関する業務を実施しております。

また、使用者、権利者がある国有地につきましては、下の段にございまして普通財産の管理処分等業務でございまして、権利者の方々に対する売却や貸付等を行っておりまして、具体的には対象となる財産の評価や契約書の作成に関する業務などを実施しております。

以上が概要でございます。

それでは、2つの業務に関する実施状況につきまして、担当から説明させていただきます。

○前澤課長補佐 続きます、財務省理財局国有財産業務課の前澤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料4、財務局の未利用国有地の管理等業務について、ご説明させていただきます。まず1ページの3、実施箇所、入札参加者及び実施事業者でございまして、恐縮ではございますが、1枚紙で契約状況等の推移という資料をご用意させていただいておりますので、こちらをあわせてご覧いただければと思います。本件事業につきましては、市場化テスト導入前におきましては単年度の一般競争入札で実施をしておりました。平成23年度から、まずは関東財務局、関東甲信越地区なのですけれども、そちらを管轄する地域について市場化テストを導入させていただきまして、その実施結果を踏まえまして、平成26年度からは全国に拡大して実施をしているところでございます。

入札参加者の状況につきましては、資料4の別添1、細かい資料になるのですけれども、入札状況総括表というA3の紙2枚ほどになっているのですけれども、こちらのとおりとなっております。全者とも競争参加資格を満たしており、いずれも総合評価落札方式によって入札を実施いたしました。

実施事業者の状況につきましては、次の資料の別添2、実施箇所別実施事業者一覧とい

うことで記載しております。実施箇所数は全国で37カ所、実施事業者につきましては同一の事業者を1者として数えますと、30事業者となっております。

本文に戻りまして、2ページ目の4、提供されるべき公共サービスの水準でございます。本件事業の実施に当たりましては、公共サービスの質を確保するために、業務ごとに定められた処理期間内にその処理を完了するものとして、達成目標を100%としております。あわせて、厳格な情報管理を行うこと、各業務の仕様書に定める水準を確保することにつきまして、要求水準として設定してございます。

続きまして、5の評価方法等でございます。本件事業につきましては契約の形態が業務ごとの単価契約となっておりますことから、市場化テスト導入前後の契約単価の削減効果について検証するとともに、公共サービスの質の確保及び競争性の確保の観点から評価を実施いたしました。

それでは3ページ目、6の実績でございます。まず(1)契約単価の削減効果でございます。本件事業につきましては、未利用地の巡回ですとか、あるいは草刈りといった人件費が大半を占める性格の業務となっておりますことから、契約単価と労務単価の増減率による検証を行いました。3ページ中段の表にございますとおり、近年、東日本大震災後の労務単価の上昇の影響によりまして、契約単価も上昇傾向にございますが、その上昇率につきましては労務単価の上昇率の範囲内におさまっているということから、経費の削減効果が図られたものと考えております。

こちらにつきましては、市場化テストの導入に伴いまして、国庫債務負担行為を活用した複数年契約が実現したことによりまして、事業者側の資材の準備ですとか人材教育の面で、期間のメリットが働いた結果ではないかと考えております。

続きまして、(2)、(3)、(4)になるのですが、公共サービスの質の確保の関係でございます。事業の処理期間内の処理率でございますが、全ての地域におきまして目標を達成しております。ご参考として、資料の別添3ということで、公共サービスの質の確保状況ということで、こちらにも細かい表で大変恐縮なのですが、各事業ごとの内容及び処理率について記載をさせていただいております。全て100%ということでございます。

また、各種情報等の適正な管理につきましても、情報漏洩事案等は発生していないこと、また、各業務において確保すべき水準につきましても国の職員による検査に合格していることから、公共サービスの質は十分に確保されたものと考えてございます。

続きまして、(5)創意工夫の発揮可能性についてでございます。物件調書の作成に当たりましては、調査項目に漏れが生じないよう、業務マニュアル及びチェックシートを作成・活用すること、及びダブルチェックを行うことにより、業務の効率性を高める提案ですとか、草刈り等の作業実施に当たりましては事前に周辺住民への告知を行うなど、地域住民への細かな配慮を徹底することにより、国民への公共サービスを増大させるための提案ですとか、あるいは不法投棄物の撤去等業務に関しまして、あわせて不法投棄のための警告文をパウチ加工の上、木柵ですとかフェンスに設置することで、以後の不法投棄の未然防

止の観点から、トータルコストの削減を図る提案ですとか、そういった事業者の提案の実施によりまして、公共サービスの質の向上が図られているものと考えております。

次に、(6)競争性の確保でございます。本件事業の入札状況につきましては、先ほどご覧いただきました別添1の入札状況総括表のとおりなのですが、内容としましては、全国37地域における平均の応札率はおおむね2者、1.89という数字になってございまして、競争性は一定程度確保されているものと考えております。

その中で、1者応札となってしまっている地域も4割程度存在している状況も踏まえまして、当省で事業者等へのヒアリングを実施いたしました。その結果、入札参加の準備期間の十分な確保ですとか、あるいは業務内容の事前説明会を開催することによりまして、応札者の増加が図られるのではないかとのご意見をいただいているところでございます。

このため、次回、平成29年度以降の調達に当たりましては、さらなる経費の削減を図るという観点から、入札公告時期の前倒しですとか業務内容の事前説明会を開催するといったことにより、競争性の向上を図ることとしたいと考えてございます。

最後に5ページの8、平成29年度以降の事業継続についてでございます。本件事業につきましては、5ページ下段の①から⑤に記載のとおり、おおむね良好な実施状況にあると考えてございまして、市場化テストの終了プロセスへ移行した上で、当省自ら公共サービスの質の向上及び経費の削減を図っていくこととしたいと考えております。

なお、この場合におきましても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き公共サービス改革法の趣旨に則り実施してまいり所存でございます。

財務局の未利用国有地の管理等業務の実施状況につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○石堂主査 ご説明、ありがとうございました。

それでは続きまして、同事業の評価について、総務省よりご説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から財務局の未利用国有地の管理等業務の評価(案)につきまして説明させていただきます。

資料Dをご覧いただきたいと思っております。まず事業の概要についてでございますが、先ほど実施省庁よりご説明がございましたので省略させていただきます。

次に、評価でございますが、こちらにつきましても先ほど実施省庁よりご説明がありましたので省略させていただきますが、確保されるべき質の確保状況につきましても全て適切に履行されていると評価されます。

また、民間事業者からの改善提案につきましても、いずれにおきましてもサービスの質の向上が図られたことを確認しております。

次に、実施経費でございますけれども、本件は単価契約のため、全国共通で実施してい

る個別業務の契約単価につきまして、民間競争入札導入前の契約単価の増減率により比較を行っております。なお、契約単価につきましては、人件費の占める割合が大半であるため、労務単価を比較対象としておりますけれども、今回、その比較の結果、契約単価につきましては上昇しているものの、労務単価の上昇分内に抑制しているため、一定の経費削減はあったものと評価しております。

次に、評価のまとめでございますけれども、こちらは平成26年度、平成27年度の2カ年とも全て目標を達成していることと評価できます。また、実施事業者の創意工夫が発揮され、公共サービスの質の向上につながったと言えること、また、先ほども述べましたけれども、実施経費につきましても労務単価の上昇率の範囲内の単価により契約できていることから、経費の削減につながっていることを確認しておりますので、公共サービスの質の維持・向上、経費削減のいずれも達成されたものと評価しております。

最後に、今後の方針でございますけれども、本事業の市場化テストにおきましては、今期が2期目ということもありますので、事業全体を通じての実施状況につきましては、法令違反行為等を行った事案はなかった点、外部有識者による実施状況等のチェックを受ける仕組みが整っている点、また、次は今後の課題と言えますけれども、全体として見れば応札者はおおむね2者となっておりますが、地方部中心に1者応札の地域も多数あることから、さらなる競争性の確保が求められます。今後は本業務の地域性を踏まえつつも、入札公告時期の前倒しを行うなど、引き続き競争性の確保に努めていくこととしております。

また、確保されるべき質に係る達成目標につきましても、財産の個別事情及び申請相手方の事情によるものを除いて目標を達成している点、最後として、実施経費につきましても、労務単価上昇率の範囲内の単価で契約できていることから、経費削減が図られている点について確認しております。

以上のことから、本事業につきましては市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ.1.(1)の基準を満たしておりますので、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

事務局からは以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。

どうぞ。

○井熊副主査 まず、競争性に関しては、1者入札になっているのが特定の地域に集中しているということがあって、ある程度やむを得ないかなという感じはします。

ただ、契約額のことについては、説明の内容があまりよくわからないなということで、まず契約単価というのはどうやって説明して計算しているのかということと、あと、なぜ労務単価が上がって契約単価が上がっていいというお考えなのかと。

少なくともここでやっている案件で、そういうことでいいといった案件は私の知る限り

ではないと。それからあと、もう1つは、2000年の初めに労務単価ががっと上がったときに確かにそういうことがあったのですが、これほど大きな上昇、3割とか、それを直接契約額として認めたのは、私の知っている限り、ないと思います。

ですので、労務単価としての比較というのは、コストの説明としては適切でないと思います。

以上です。

○前澤課長補佐 本件の契約単価につきましては、例えば草刈りですと平米幾らでやりますとか、巡回ですと1カ所につきまして幾らでやりますという単価で競わせているという状況でございます。

実際、これは市場化テストを導入させていただいた平成23年度のときは、平成22年度に比べ、契約単価は若干低下が図られたのですがけれども、平成26年からの2回目のときは結果として相当上がってしまったのです。それは関東地区の件でございますけれども、そこで、何でこんなに上がるのですかということで、業者に聞いたのが全て正しいという話ではないのですがけれども、業者さんにも確認したところ、そもそも平成23年のときに設定した単価は入札をとりについて頑張ったので一生懸命下げましたということではございましたけれども、平成24年、平成25年とやっていくうちに、事業をやっているのですけれども自分が入れた金額が低過ぎて事業的に苦しかったのでということで、平成26年については、人件費も上がっていることを踏まえて、実際は上げて入札に参加しておりますということで聞いております。

○井熊副主査 この表によれば、関東でやられているのは1者入札になっていますよね。

○前澤課長補佐 そうでございます。

○井熊副主査 だから、1者入札でやっていて競争が働かなかったからコストをそのままつけたのではないですか。それがいいとなると、そもそも競争入札の意義自体がないですよ。

○前澤課長補佐 我々もそこは非常に問題意識を持っておりまして、ほかに平成26年度で、関東以外のところで新たに導入したところにつきましては、地方の小さい、業務量の少ないところにつきましては1者というところもあるのですがけれども、それ以外のところは複数者の入札もある程度実現できたというところで一定の効果がございましたので、今回、関東につきましては平成23年、平成26年と2回続けてになってしまったので、平成29年に向けまして、我々もこのまま同じ業者にずっとやらせていいのかということではございますので、そこにつきましては、今回、未利用の管理等業務につきましては、これはグループを結成して参加してきているところなのですけれども、入札の資料をとりきえていただいた業者さんは決して1者だけではなかったものですから、その方々に対しても可能な範囲でヒアリングをさせていただきまして、何がネックで参加できなかったのですかということを確認させていただいたところ、やはり業者、いろいろな業種のもので混ざっているので、業者の組成、グルーピングをするのに、今までの11月に公告を出しても2月頭に

締め切るという実質2カ月半の期間ではやっぱり足りないよというご指摘をいただいております。

このため、平成29年度につきましては、我々もそこを配慮しまして、今まで11月に入ってから、11月の終わりのほうとかに入札の公告をしていたのですけれども、そこを大幅に早めまして、10月上旬ぐらいに公告を出すことによって、競争性を高めていければと考えております。

○井熊副主査 これはやはり、関東と言っているけれども、先ほど申し上げたように関東は今1者入札なので、関東と関東以外という分析ではなくて、1者入札とそうではないところの分析のほうが正しいのではないですか。それで、まずそれを行って、この1者入札というのは関東と北海道と九州に集中していますよね。まず、そういうところを排除したとき、どうなっているのか。もしかしたら、これは九州と北海道を除けばマイナスかもしれないですね。

○前澤課長補佐 そうですね。

○井熊副主査 だとすると、そういう1者入札が集中している地域に対して、どういう改善策をとるかというような、もし終了されるのであれば、そういうことが明確になることが私は条件だと思います。

○前澤課長補佐 確かに今、北海道と九州、まさに地域性でございまして、特に九州はどこか大きな会社が1社でまとめているいろいろなマネジメントをしてくれるというところがなかなかなかったものですから、現状、業務別の調達にしているのですね。なので、そこについての反省点は、全国と違うやり方をしていますので、そこはあると思いますので、まだ時間があるところとございまして、これから平成29年度の調達に向けて、競争性を高めるために何ができるのかというところ、今までもアンケート等にとって確認はしているのですけれども、さらにもっとできることがないかということを検討してまいりたいと考えております。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

どうぞ。

○早津専門委員 先ほど時期をもうちょっと早める必要性のところ、グルーピングに時間がかかるのでというお話がありましたよね。ただ、今伺っていたら、九州のほうは業務別に若干しているところが反省点だと伺ったのですけれども、私は最初にグルーピングに時間がかかると伺ったときに、そうであればグループ化しないように業務別にすれば、一部は競争性が働くのかなと思ったのですけれども、そこ九州の反省点というのがどういう関係なのかというのを。

○前澤課長補佐 まさに非常に悩ましいところなのですけれども、実際、関東なんかは確かに労務単価が上がってしまっている部分はあるのですが、昔、個々に1個ずつの業務をばらばらに調達していたときに比べれば、まとめて発注ができて、しかもいろいろな業務を連携してやることができるようになったので、効率性はすごく上がっているのです。実

際単価に反映しないという部分もあるのですけれども、それで、九州の今のやり方については業務別に分けてしまっているというところで、業務を集約化させて効率性を重視するのか、あるいは地域の実情に応じて、なるべく細分化して競争性を高めるのかというところのバランスの問題になるかと思うのです。

そのバランスが各地域によって違うという状況にありますので、まさに今、委員からご指摘のあったとおり、そこについては全国一律ではなくて、その地域地域に応じて何が問題なのかというところをもうちょっと深く掘り下げて対応していきたいと思っております。

先ほどグループینگの話については、どちらかと言うと大都市圏の話でございましたので、その点、追加させていただきます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

井熊委員からも指摘があったように、やっぱり応札者の数なんかは、4割近くが1者応札だということですし、また、経費がそこそこまくいっているというのについても、賃率のアップ以内だということだけで十分かというのは、いささか自信のないところでもある。るるお聞きしていると、結構いろいろお考えいただいて、今後のやり方については非常に実効性のあるといいますか、手段を講じていくという自信を持って市場化テストを終了するという理解でよろしいかなと思うのですけれども。

○前澤課長補佐 ありがとうございます。ただ、まだ調達までに若干時間がございしますので、今ご指摘いただいた点、特に北海道と九州の地域性につきましては、これからさらに掘り下げて対応を考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○石堂主査 よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでといたします。

事務局、何かございますか。

○事務局 特段ございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

また、引き続き、財務局の普通財産の管理処分等業務の事業評価（案）についての審議を始めますが、ご説明者は一緒ということですので、引き続きよろしくお願いたします。説明は10分程度でお願いいたします。

○前澤課長補佐 では、すみません、引き続きでよろしくお願いたします。

それでは、今度は資料5になります。財務局の普通財産の管理処分等業務について、ご説明をさせていただきます。こちら、1ページの3、実施箇所、入札参加者及び実施事業者でございます。先ほどと同じなのですけれども、またこちらの契約状況等の推移の紙もご覧いただきながらと存じます。

本件事業につきましては、市場化テスト導入前につきましては単年度の総合評価落札方式による一般競争入札により実施しておりましたが、平成23年度から全ての財務局で市場

化テストを導入させていただきまして、現在、2期目の実施となっております。

入札参加者の状況につきましては、資料の別添1、また細かい資料で恐縮なのですが、A3の資料のとおりとなっております。全者とも競争参加資格を満たしており、いずれも総合評価落札方式によって入札を実施いたしました。

実施事業者の状況につきましては、資料の別添2、実施箇所別実施事業者一覧のとおりとなっております。実施箇所数は50カ所、実施事業者数につきましては、同一の事業者を1者として数えますと、38事業者となっております。

本文に戻りまして、2ページ目の4、提供されるべき公共サービスの水準でございます。本件事業の実施に当たりましては、公共サービスの質を確保するために、こちらも業務ごとに定められた処理期間内にその処理を完了するものとししました。このうち、旧里道・水路の売り払い業務につきましては、売り払い申請書を受理してから契約通知文書の送付まで原則として30日以内と。その達成目標を100%といたしました。あわせて、各種情報等の適正な管理につきましても、実施事業者に対する要求水準として設定したところでございます。

続きまして3ページの5、評価方法等でございます。市場化テスト導入前後の経費の削減効果、公共サービスの質の確保及び競争性の確保の観点から評価を実施いたしました。

それでは、6の実績でございます。(1)実施経費の削減効果につきましては、本件事業は対象財産の増減に伴いまして実施経費が変動する面も有しておりますことから、市場化テスト実施前の平成22年度の実施経費及び対象となる貸付財産のストック件数をベースに比較を行いました。

ページがまたがってしまうのですが、4ページ上段の表にございますとおり、市場化テスト導入前の平成22年度と比較した結果、経費につきましては平成23年から平成25年度については5.1%、平成26年度から平成27年度については12.6%の削減が図られております。貸付件数につきましては、平成23年度から平成25年度については4.2%、平成26年から平成27年度については10.5%の減少となっております。

これらを総合的に比較した結果、経費の削減率が貸付件数の減少率を上回っているということから、経費の削減が図られたのではないかと考えてございます。

こちらにつきましても、民間競争入札、市場化テストの導入に伴いまして、国庫債務負担行為を活用した複数年契約が実現したことにより、設備投資ですとか人材教育の面で事業者に期間のメリットが働いた効果ではないかと考えております。

次に、(2)、(3)の公共サービスの質の確保でございます。(2)については、売り払い業務についての目標期間内処理率、実施事業者の責によらない、やむを得ない事情というものを除きますと100%ということになっておりまして、目標を達成しております。売り払い以外のほかの業務につきましても、国の求める処理期間内に実施されておりました。

なお、参考としまして、資料の別添3、公共サービスの質の確保状況に地区別の詳細を記載させていただいております。いずれも処理期間内の処理がなされているところでござ

います。

また、(3)の各種情報等の適正な管理につきましても、情報漏洩事案は発生していないということから、公共サービスの質は十分に確保されたものと考えております。

続きまして、(4)創意工夫の発揮可能性でございます。貸付料改定及び契約更新に当たりましては、現地調査時に相手方との面談、アンケートの実施を同時に行うことによりまして、業務の効率性を高める提案ですとか、相手方の要望に応じて、国の業務時間外である夜間、休日においても相手方への訪問を行うなど、国民への公共サービスを増大させるための提案、あるいは同一地域における業務を一括して実施することによりましてコスト削減に務める提案など、実施事業者の提案の実施により公共サービスの質の向上が図られたものと考えてございます。

次に、(5)競争性の確保についてでございます。本件の入札状況につきましては、全国50地域における応札率はおおむね1.27、これは平均応札率です。前回23年度に市場化テストを導入したときについては1.40ということございまして、市場化テスト導入前についても1.26ということでありましたので、わずかではあります上昇しているところではございます。

また、市場化テスト導入前については、応募者がいない地域も複数箇所、存在していたところもあったのですけれども、こちらについても解消が図られたことから、市場化テストの導入効果はあったものと考えております。

こちらの事業につきましても、事業者等へのヒアリングを実施した結果、やはり先ほどと同じような内容になってしまうのですけれども、入札参加にかかる準備期間の十分な確保ですとか、あと、業務内容の事前説明会の開催、あるいは一部の地域については地域を統合して業務量のある程度確保することで応札者の増加を図れるのではないかという意見が得られているところでございます。

この点を踏まえまして、次回、平成29年度以降の調達に当たりましては、こちらもさらなる経費の削減を図るという観点から、入札公告時期の前倒しとか、業務内容の事前説明会の開催というのは先ほどと同じなのですけれども、さらに一部地域において、可能な範囲で地域の統合を行うことにより、競争性の向上を図ることとしたいと考えているところでございます。

最後に6ページの8、平成29年度以降の事業継続についてでございます。本件事業につきましては、①から⑤に記載のとおり、おおむね良好な実施状況にあると考えておりますが、このうち、③に記載の競争性の確保の点につきましては、平均で1.26という応札率になってございます。これにつきましてはなのですけれども、本件事業につきましては、実は平成12年度から既に包括的な民間委託による外部委託を導入させていただいておりまして、さらに平成23年度から市場化テストという形でやらせていただいているところでございます。

この間、対象となる業務を追加するですとか、業務量に応じた地域の統合ですとか、あ

るいは入札参加要件の緩和といった見直しを順次実施してきたわけではございますが、応札率につきましては市場化テスト前後、先ほどご説明させていただいたとおり、ほぼ横ばいという状況になっております。

1者応札の割合は高くなっているところではございますが、市場化テストの導入に伴って応札業者のない地域の解消が図られたところ、あるいは応札率についても維持は図られているところから、その効果は一定あったものと考えているところでございます。

つきましては、これまでの経緯等も踏まえまして、平成29年度以降につきましては市場化テストの終了プロセスへ移行した上で、当省自ら公共サービスの質の向上、経費の削減を図っていくこととしたいと考えているところでございます。

その中で、競争性の確保につきましては、入札公告時期の前倒し、業務内容の事前説明会の実施、さらに、一部地域における地域の統合を行うことにより、対応してまいりたいと考えているところでございます。

なお、この場合におきましても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえまして、引き続き公共サービス改革法の趣旨に則って実施してまいる所存でございます。

財務局の普通財産の管理処分等の実施状況につきましては以上でございます。それではよろしくお願いたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、同事業の評価（案）について、総務省よりご説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、資料Eに基づきまして、財務局の普通財産の管理処分等業務の評価（案）について、総務省よりご説明いたします。事業の概要等につきましては先ほど財務省より説明がありましたので割愛させていただきますが、入札の状況について、名瀬出張所の対象地域である鹿児島県奄美大島につきましては、入札の結果、不落となりまして、受託する者がいなかったことから、国自らが業務を実施することを第135回官民競争入札等監理委員会に報告を行っている旨、申し添えます。

1枚おめくりいただきまして、評価でございます。確保されるべき質の確保状況及び民間事業者からの改善提案は、先ほど財務省からご説明がありましたとおり、総務省としても同様の評価をしてございます。実施経費についても同様でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、評価のまとめでございます。業務の実施に当たって確保されるべき達成目標として設定された質については、平成26年度、平成27年度の2カ年とも全て目標を達成しております。

また、民間事業者の改善提案により業務の効率化が図られ、民間事業者のノウハウと創意工夫が発揮されたものと評価しております。

実施経費についても、業務量の減少があったということなのですが、それを加味

しても12.6%の経費節減効果があったということでございます。

しかしながら、地方部を中心に1者応札の地域が多数を占めているというところで、やはり競争性に若干課題があると考えております。

5の今後の方針でございますが、実施状況につきましては①から⑤のとおりでございますが、特に③、入札においては1者応札の地域が多くなっており、全地域を平均すると1.27者というお話が先ほどございました。

(2)の市場化テストにおける取り組みでございますが、財務省はこれまで2回の官民競争入札等監理委員会での審議を経まして、入札資格の緩和であるとか対象地域の統合によるスケールメリットの増加、入札書類の受付期間の十分な確保等、入札参加要件の緩和を行ってまいりました。また、本業務についての周知啓発活動を説明会を開催するなどして行ってきたところでございますが、全体として入札における競争性の向上にはつながらなかったと考えております。

最後の(3)今後の事業でございますけれども、本事業の市場化テスト実施過程において、さまざまな入札改善策が講じられたものの、特に地方部を中心に本事業に対して収益等の実施可能性を明確に立てられていないことが新規事業者の参入を困難にしているものと考えております。

したがって、入札における競争性については、市場化テストの実施だけでは改善しないものと考えられることから、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ.1.(2)の規定に基づいて、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると事務局としては考えております。

事務局からは以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価(案)について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。

○井熊副主査 今、提案者数のあれを見ると、むしろ競争が成立しているのがまれというぐらいの比率で、あと、業務内容を見ると、さっきの未利用財産の話に比べると、すごく専門性の高い、売却とか貸付契約とか、そういうものが伴うので、そもそも入札をやって相手が見つかるのかどうかかわからないという性格があるのかなということで、その意味で市場化テストで取り上げるべきものではそもそもないかもしれないというのは、私もそう思います。

質問なのでございますけれども、さっき、達成率みたいな表があって、売り払い、譲渡、交換、貸付とかというところがあって、処理率が100%になっているのですけれども、相手があつてのものですよね、全て。こういうものは、こんな高い処理率が達成できるのですか。

○前澤課長補佐 こちらなのでございますけれども、今ご指摘いただいたとおり、相手方の都合で、例えば私は契約はもっと後にしたいのだとか、あるいはいろいろな個別の事情があるものについては、そこは業者の責任はないということで、それは3年前のこの委員会のときも

話題になりまして、あまりにも厳しいだろうということで、そこについては除外した形の数字になっておりますので、実際、処理率100%になっているのですけれども、件数自体がその分は除いているということで、ここに載っている件数が全発注件数の8割弱といった数字になってございます。

○井熊副主査 わかりました。

○石堂主査 先ほどの件もこれも市場化テストから離れますということなのですけれども、先ほどのものは、いわば成果が上がったから手を離れますという構図になっていて、こちらは、やってみたけれどもこれ以上成果が望めないで市場化テストから離れますというので、ちょっと分かれるのですね。

それで、先ほどの資料を見ていて、財務省さんの資料の5ページのところに、これはもちろん監理委員会を通った仕様によったわけでしょうけれども、全国で同一の仕様書でやったけれどもという表現が出てきて、さっきの説明の中では、北海道なり九州なり、地方の特性をどうするかという議論がちょっとございました。それに比べると、こちらも今後はそういうことも考えていくということがあるのか。何かこちらはどうしても全国一律のものでなければならぬということにはなさそうな気もするのですけれども。

○前澤課長補佐 先ほどの未利用のほうにつきましては、業務ごとにやる地域、やらない地域ということで地域の実情ということでやっているのですけれども、この普通財産の関係につきましては、例えば時効の処理ですとか地域性のあるものについては別なのですけれども、基本的にはメインの業務である売り払いと貸付につきましては全国一律でやると。

ただ、やはり地域によって件数、ボリュームが全然違うというところがございまして、その業務量が少ないために魅力が少なくて、入札参加の意欲が若干弱い。ただ、今までずっとやってきていらっしゃる業者さんとかは、引き続きやる意向を持っていらっしゃるということで成り立っているのかなと考えておりますが、ただ、市場化テスト導入によりまして3年の複数年契約になったことによって、一旦、若干は新規の業者さんとかも入ってきた実績もございまして、その辺、いいところがあったなというところがございまして、そこら辺をうまく生かした上で、今後、事業を何とか継続していけるようにやっていきたいと考えております。

○石堂主査 よろしいですか。

○井熊副主査 会計法に詳しい財務省さんの前と言うのも何なののですけれども、こういう特定のノウハウを持った業者さんを見つけなくてはいけないというところで、やっぱり公開の一般入札が果たして正しいのかと。やっぱり何よりも重要なのは業者さんの発掘であるという部分があるので、もしかしたら発掘して、むしろ指名みたいな形でやっていったほうがいいのかとか、これで終了プロセスに入るのは入るでいいのですけれども、ぜひ先ほどのコストの分析であるとか、あるいは、ではこの普通財産をどういう方向に持っていくのかとかいうような検討結果を、いずれまた聞かせていただきたいなと思います。

○前澤課長補佐 その辺につきましては、またご報告をさせていただくことになろうかと

思います。

ただ、いずれにしろ、この業務を継続していく中で、工夫できる点はまだまだあるのかなと考えておりますので、もうお手上げというのではなくて、事業者さんの意見とか、あるいはそれ以外の業界団体さんとかの意見も聞きながら、継続していきたいと考えてございます。

○石堂主査 事前説明会の話なんかもそうですけれども、結局、業者がどこにいるかという、業者の調査が非常に大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 ございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（財務省退室）

— 了 —